

# 住民税非課税世帯への給付金事業

を実施します

## 【富良野市物価高騰重点支援事業】

〔対象世帯 1 世帯あたり 30,000 円を支給します〕

申請受付期限 令和 5 年 11 月 30 日（木）（消印有効）

### 【対象となる世帯】

基準日（令和 5 年 6 月 1 日）において富良野市に住民登録があり、かつ世帯員全員の令和 5 年度分市町村民税が非課税である世帯。

これまで実施してきた給付金事業では、「世帯全員が課税者から扶養を受けている世帯」を支給対象外としていましたが、本給付金については支給対象とします。

ただし、租税条約による免除の適用届け出により住民税非課税となっている方がいる世帯や、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいる世帯は対象外となります。

また、修正申告等により、令和 5 年度分市町村民税が課税となった場合、本給付金は対象外となるため、給付金を返還する必要があります。

### 【手続き方法】 ※下記のいずれかになります。

#### ◆確認書提出方式

富良野市にて課税情報をあらかじめ把握し対象世帯であることを確認できる方へは「確認書」をお送りいたします。記入等のうえ返信用封筒にて郵送にて提出してください。

#### ◆申請書提出方式

富良野市にて課税情報を把握できない方（令和 5 年 1 月 1 日現在に富良野市に住民登録がない方、または他市町村に課税権がある方）がいる世帯は、申請書の提出が必要です。申請書様式は富良野市ホームページにあります。下記連絡先にご連絡いただければ申請書を郵送することも可能です。

### 【提出先およびお問い合わせ先】

〒076-8555 富良野市弥生町 1 番 1 号 富良野市複合庁舎 2 階 ⑥番窓口  
富良野市 保健福祉部 福祉課（給付金専用電話：22-8228）